



# FUKUI North FOOTBALL CLUB 規約

## 第1条 (名称・設立年月日)

本クラブの名称は FUKUI North FOOTBALL CLUB(フクイノース)とし  
(以下「本クラブ」)株式会社 FUKUI North が管理運営する。  
本クラブの設立年月日は 2003 年 4 月 1 日とする。

## 第2条 (目的)

本クラブは世界的スポーツであるサッカーを地域の青少年に指導し、サッカーの普及・振興を図ると共に、サッカーを通じ健全な心身の育成及び地域社会に貢献できる人間育成を図り、かつ一貫指導のもとで、サッカーの楽しさを学び、礼儀、言葉使い等の基本的社会道徳を身につけると共に、本格的にサッカーに取り組み、生涯スポーツとしてサッカーを継続できる選手育成に寄与することを目的とする。

## 第3条 (入会資格・入会手段)

本クラブに入会する者は、次の要件を全て備えていなければならない。

- (1) 本人が、本クラブの主旨に賛同した者で、本クラブの規約に同意し、原則として中学1年～中学3年の健康な男女であること。
- (2) 保護者が、本クラブの主旨に賛同し、本クラブの規約に同意し、本クラブへの入会を認める者。

上記入会資格を満たし本クラブに入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し受理された後に入会金などの支払いを行う。入会申し込みは随時受け付けとする。ただし本クラブが特別に認めた場合は、上記以外の学年も受け入れることが出来る。その場合の手続きは上記と同じとする。

## 第4条 (構成)

本クラブは第3条の資格を満たした者(以下、「会員」)とその保護者及び指導者により構成する。

## 第5条 (会費)

会員は別に定める会費を納入しなければならない。会費は次のものをいう。

- (1) 入会金【入会時】 (入会初年度年会費含む)
- (2) 照明設備費【入会時】
- (3) 年会費【毎年4月更新】
- (4) 月会費
- (5) 雑費(遠征、大会、イベント等への参加費・交通費・宿泊費等、及びユニフォーム費、トレーニングジャージ費など)

#### **第6条（入会金）**

会員は、入会時に、別に定める入会金を払い込まなければならない。

#### **第7条（照明設備費）**

会員は、入会時に別に定める照明設備費を払い込まなければならない。

#### **第8条（年会費）**

会員は、更新時に別に定める年会費を払い込まなければならない。

#### **第9条（月会費）**

会員は、別に定める月会費を当月に払い込まなければならない。

(1) 3年生は卒業年度の10月分までを払い込む。11月以降は無料。

(2) 同年度に2人目以降の兄弟が入会している場合は下学年の月会費を半額とする。

#### **第10条（会費の不返納）**

一旦納入した入会金、年会費、月会費、雑費は入会不許可の場合を除き理由の如何を問わず返金しない。

#### **第11条（会費の滞納）**

会員が事前の承認をとる場合の他、年会費、月会費の支払いを怠った時は、本クラブは指導を停止し、また退会させることができる。

#### **第12条（練習指導）**

本クラブの指導日、期間については、本クラブ指定の練習日、時間とする。やむを得ない事由が発生した場合は、定められた指導日、期間または時間を変更中止することがあるものとし、その場合随時緊急連絡とする。

#### **第13条（健康管理）**

会員は、伝染病疾患ならびに心臓疾患など激しい運動を禁じられる病気にかかった場合はその旨速やかに本クラブに届け出、必要な処置をとるものとする。本クラブは、会員の健康上の異常を発見した場合、必要に応じて会員に対し、休会または退会を勧告することがある。

#### **第14条（休会、退会）**

休会、退会を希望する会員は、所定の書式を代表へ届け出をしなければならない。休会は怪我や病気で1ヶ月以上運動を中止しなければならない場合、その他代表が特別に認めた場合のみ承認され、その場合の月会費は半額または全額を免除とする。

3年生は卒業年度の3月末日を持って自動的に退会となる。

#### 第 15 条 （本クラブ外選手の対応）

本クラブは第 2 条の目的を達成するために、会員以外の選手を練習に参加させることが出来る。その場合の対応は以下の通りとする。

- (1)本クラブとクラブ申請した第 4 種チームからの選手  
練習参加費 500 円／1 回
- (2)スクール生  
練習参加費 500 円／1 回
- (3)その他選手(上記以外の 4 種チーム選手や他 3 種チーム選手や高校生)  
練習参加費 1000 円／1 回
- (4)本クラブの OB 選手、在籍選手の兄弟姉妹は無料とする。
- (5)保険の取り扱いは全て自己責任で対応するものとする。

#### 第 16 条 （会員のモラル）

会員は次の事項を厳守しなければならない。

- (1)チームワークを守り、明るく楽しく元気よく行動すること。
- (2)本クラブの目的に添うよう努力すること。
- (3)サッカーを行うに適した健康状態に努めること。
- (4)時間を守ること。
- (5)練習・試合を無断で休まないこと。
- (6)スポーツ障害が起こった場合、必ず本クラブに連絡し、指示に従うこと。
- (7)施設利用に際しては、諸規則及び施設管理者並び指導者の指示に従うこと。

#### 第 17 条 （練習中の態度）

会員は次の事項を厳守しなければならない。

- (1)必ず挨拶をすること。
- (2)一生懸命練習に打ち込むこと。
- (3)指導者の指示に従い、積極的に自ら努力すること。
- (4)無駄話はしないこと。
- (5)中学生らしい行動、服装に心懸けること。
- (6)本クラブの会員として規律ある態度で参加すること。

#### 第 18 条 （除名）

本規約に違反する等、本クラブの会員としてふさわしくないと認めた者に対し、本クラブは代表の権限により除名することができる。

### 第 19 条（事故の責任）

会員において、本クラブの活動中及び施設利用に際して生じた人的、物的事故について本クラブは一切損害賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 入会者は全員スポーツ安全協会の損害保険に加入する。
- (2) 損害が発生した場合、スポーツ安全協会の損害保険の適応範囲とし、それ以外の保証はないものとする
- (3) 遠征時、指導者及び父兄等の運転する車両で事故が起きても運転者は責任を負わないものとする。

### 第 20 条（規約の改正）

本規約は、株式会社 FUKUI North 取締役会の決議により変更することが出来る。

### 第 21 条（施行）

本規約は、平成 23 年 4 月より施行する。

平成 26 年 3 月 31 日	一部改正	平成 26 年 11 月 2 日	一部改正
平成 28 年 8 月 1 日	一部改正	平成 29 年 10 月 13 日	一部改正
平成 29 年 11 月 20 日	一部改正	平成 30 年 5 月 1 日	改正
令和 4 年 4 月 1 日	一部改正		